

# ショートステイあさひ

(介護予防短期入所生活介護)

## 重要事項説明書

(令和6年8月1日改定)

当事業所は、介護保険の指定を受けています。  
(群馬県指定 第1073100891号)

当事業所はご契約者に対して介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1～2」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ※※ 目次 ※※

1	事業者	1
2	事業所の概要	1
3	職員の配置状況	2
4	当事業所が提供するサービスと利用料金	2～5
5	秘密の保持と個人情報の保護について	5
6	サービス提供に関する相談・苦情の受付について	5
7	協力医療機関、バックアップ施設	6
8	緊急時の対応方法	6
9	非常災害対策	6
10	事故発生時の対応方法	6
11	身体的拘束等について	6

※ (別紙1) 「介護予防短期入所生活介護 サービス利用料金」

※ (別紙2) 「個人情報の保護(方針・利用目的)」

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 豊延会  
(2) 法人所在地 群馬県邑楽郡大泉町寄木戸 1070  
(3) 電話番号 0276-63-7652  
(4) 代表者氏名 理事長 真下 延 男  
(5) 設立年月 昭和58年 6月 28日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 (介護予防) 短期入所生活介護事業所  
平成23年4月1日指定 群馬県 第1073100891号  
※当事業所は 地域密着型特別養護老人ホームあさひ に併設されています。
- (2) 事業所の目的 介護を必要とする者が、介護者の疾病その他の理由で短期入所を利用する時に、可能な限り地域社会での生活が営めるよう介護・支援することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 (介護予防) 短期入所生活介護 ショートステイあさひ
- (4) 事業所の所在地 群馬県邑楽郡大泉町朝日4-17-30
- (5) 電話番号等 TEL 0276-55-5300 FAX 0276-20-1123
- (6) 代表者氏名 川島 攻
- (7) 当事業所の運営方針 利用者を身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な支援を行います。
- (8) 開設年月 平成23年4月1日

### (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 8時30分～17時30分

- (10) 利用定員 20人
- (11) 通常の事業実施地域 大泉町、邑楽町、千代田町、板倉町、太田市(大泉町近接地域)
- (12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

- ① 居室… 個室12室, 多床室(4人室)2室
- ② 食堂兼機能訓練室 63.12㎡
- ③ 浴室(一般浴槽・特殊浴槽)
- ④ 静養室
- ⑤ 相談室
- ⑥ 医務室(特別養護老人ホームと兼用)
- ⑦ 調理室

### (13) 居室の変更

利用者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設での可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供するためショートステイあさひの職員が一体的その任にあたります。

<主な職員の配置の状況>

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	計	職務の内容
1. 管理者 ※	1名		1名	施設総括・事業内容調整
2. 医師 ※		1名	1名	入居者の診察及び保健衛生の管理
3. 介護支援専門員 ※	1名		1名	施設サービス計画の作成・相談業務
4. 生活相談員 ※	1名		1名	入居者・家族の相談・助言・援助
5. 管理栄養士 ※	1名		1名	住居者に提供する食事管理・栄養指導
6. 介護職員	6名		6名	入居者の日常生活の介護・相談業務
7. 看護職員 ※	1名		1名	医師の診療補助・健康管理・看護
8. 調理員 ※	1名		1名	入居者に提供する食事の調理業務
9. 機能訓練指導員 ※	1名		1名	リハビリテーション・機能回復訓練等
10. 事務員 ※	2名		2名	施設の庶務および会計事務

※地域密着型特別養護老人ホームあさひ との兼務

### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

#### (1) 介護保険のサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

※ 利用者負担は保険給付部分の自己負担割合に応じた額になります

#### 【サービスの概要】

##### ① 食事の介護（但し、食費は別途いただきます。）・・・別紙1参照

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・食事時間：原則、朝食8:00から、昼食12:00から、夕食18:00からとなります。

##### ② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ④ 送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、送迎を行った場合は、費用が加算されます。・・・別紙1参照

##### ⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

### 【サービス利用料金（1日あたり）】（契約書第7条参照）

ご契約者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の介護度、保険給付部分の自己負担割合に応じて異なります。）・・・別紙1参照

- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。
- ☆ ご契約者に提供する食事・滞在費用は別途いただきます。（下記（2）①、②参照）
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

### （2）介護保険の基準とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の自己負担となります。

#### 【サービスの概要と利用料金】

##### ① 食費

ご契約者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。・・・別紙1参照

##### ② 滞在費

ご契約者に提供する室料及び光熱水費にかかる費用です。・・・別紙1参照

##### ③ 日常生活費（歯ブラシ・歯磨き粉・入歯安定剤・入歯洗浄剤等）・電気代

日常生活費（日用品・教養・娯楽費等）として、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。・・・別紙1参照

※ おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

##### ④ 理髪・美容

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。・・・別紙1参照

##### ⑤ 私物の洗濯代

私物の洗濯を施設に依頼される場合（家族での洗濯が困難な方）にお支払いいただきます。・・・別紙1参照

##### ⑥ レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：クラブ活動等の材料代は実費

##### ⑦ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には利用料金をご負担いただきます。

利用料金：コピー代・・・別紙1参照

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、2か月前までにご説明します。

### （3）利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は1か月ごとに計算し、毎月10日までに前月分の請求を致しますので、利用の翌月末日までに下記方法にてお支払いください。

#### ①事業所での現金支払い

※ 原則、事業所窓口での現金支払いとさせていただきます。

(4) 利用の中止・変更・追加 (契約書第8条参照)

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、(介護予防) 短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日2日前までに事業者に出してください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10～30% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(5) 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会 …面会時間は、原則8：00～19：00です。面会簿への記帳をお願いいたします。
- ・外出・外泊 …原則として自由ですが、宿泊開始3日前までに職員に申し出て、所定の用紙に記入してください。
- ・設備・器具の利用 …本来の用途に従って自由にご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- ・喫煙・飲酒 …管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒することはご遠慮ください。
- ・火気の使用 …指定された場所以外で火気を用い、又は自炊はご遠慮ください。
- ・迷惑行為等 …けんか、口論、泥酔、騒音等で他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また無断で他の利用者の宿泊室に立ち入らないようにしてください。
- ・金銭・貴重品の管理 …介護保険対象外サービスとして、別途定める契約により管理させていただきます。
- ・医療機関への受診 …希望や必要に応じて施設外でも受診することもできます。
- ・健康保持 …入居者は努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否することはできません。
- ・所持品の持ち込み …日常生活に必要な最小限度内のものとさせていただきます。
- ・宗教活動 …信教については自由ですが、施設内での宗教活動はできません。
- ・ペット …施設内でペットを飼うことはできません。
- ・身上変更の届出…入居者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届け出て下さい。

※ その他管理者が定めたこと、禁止事項について留意下さい。

(損害賠償)

入居者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

5. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を【重要事項説明書・別紙2】の目的のために、必要最小限の範囲内で使用・提供、または収集します。

6. サービス提供に関する相談・苦情の受付について（契約書第21条参照）

当施設でのサービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

(1) 当事業所および第三者委員会における苦情の受付

事業所苦情 相談窓口	苦情解決責任者 川島 攻 (管理者) 苦情解決担当者 内藤 優子 (生活相談員) 連絡先 TEL (0276) 55-5300 FAX (0276) 20-1123
事業所外苦情 相談窓口 (第三者委員会)	岡田 良次 (法人監事、現・社会福祉法人泉会 法人担当) TEL (0276) 62-2049
	渡辺 政和 (法人評議員、元・大泉町議会議長) TEL (0276) 63-2987

(2) 行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】	
大泉町 健康福祉部 高齢介護課 介護保険係	TEL (0276) 55-6232(代)
邑楽町 保険年金課 介護保険係	TEL (0276) 88-5511
千代田町 住民福祉課 介護保険係	TEL (0276) 86-2111
板倉町 健康介護課 介護高齢係	TEL (0276) 82-1111(代)
太田市 健康福祉部 介護サービス課	TEL (0276) 47-1111(代)
【公的団体の窓口】	
・国民健康保険団体連合会	TEL (027) 290-1363
・群馬県社会福祉協議会 (運営適正委員会)	TEL (027) 255-6669

7. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

協力医療機関	蜂谷病院 〒370-0514 大泉町朝日 4-11-1 TEL (0276) 63-0888
	長谷川歯科医院 〒373-0036 太田市由良町 294-1 TEL (0276) 31-5737
連携介護老人保健施設	介護老人保健施設 いずみの里 〒370-0511 大泉町北小泉 1-26-1 TEL (0276) 20-3533

8. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合には、利用者の主治医または協力医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡します。病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することがあります。

9. 非常災害対策

(1) 防災および非常災害対応

当事業所では、避難訓練を年2回実施します。非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、地震、大水等災害発生時は、市町村の大規模災害マニュアルに基づき、BCP計画の策定、緊急体制の確保及び対応を行います。

(2) 消防用設備

自動火災報知器、非常通報装置、消火器、スプリンクラー等消防法による設備を設置しています。

## 10. 事故発生時の対応方法

当事業所は利用者に事故が発生した場合に、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

## 11. 身体的拘束等について

当事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか、管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員で構成する「身体拘束防止検討委員会」で検討会議を行います。個人では判断しません。

- ・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- ・身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ・身体的拘束等が一時的であること。

## 12. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための指針を定める
- ② 虐待防止のための担当者を置く
- ③ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置し、定期的を開催し、委員会の決定事項等は従業者に周知徹底を図る。
- ④ 虐待防止のための研修を定期的実施し、研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ⑤ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑥ 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。



(別紙1)

介護予防短期入所生活介護  
<サービス利用料金 (R6.4.6 介護報酬改定版) >

①基本料金 (施設利用料)

	一日当たりの利用料金(1割負担)	
	個室の場合	多床室(4人室)の場合
要支援1	451円	451円
要支援2	561円	561円

②サービス利用料金 (加算:1割負担)

下記の加算が算定された場合は、料金が加算されます。

- 1) サービス提供体制強化加算 I 22円/1日あたり
- 2) 送迎を行った場合 184円/片道
- 3) 長期利用者に対する短期入所生活介護 (減算)  $\Delta 30$  単位/日  
長期間の利用者 (自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者)
- 4) 介護職員等処遇改善加算 I … ( ① および ②-1) ~②-19) の合計額 )  $\times 14.0\%$

※ 上記①、②の算定された総合計額に対し、下記比率を乗じた額が実際の料金となります。

地域区分見直しによる割増率 (大泉町) … 上記①、②の合計額 $\times 1.0$

※ 上記①、②は介護保険給付対象サービスです。介護給付費体系に変更があった場合、料金の変更となります。

※ 上記①、②の利用者自己負担額は保険給付部分の自己負担割合に応じた額 (介護保険負担割合証) になります。

③その他の利用料金

- 1) 食費 1,650円/1日あたり  
(朝食450円, 昼食600円, 夕食600円)
- 2) 居住費 個室 1,500円/1日あたり  
4人室 915円/1日あたり
- 3) 日常生活費 200円/1日あたり  
(歯ブラシ・歯磨き粉・入歯安定剤・入歯洗浄剤等)

以下、利用者希望による

- 4) 理美容代 実費
- 5) コピー代 10円/1枚
- 6) 電気代 (電化製品等持込み料) 50円/1日あたり
- 7) その他

④利用者負担減免について

1) 施設サービスにおける食費・居住費等の減額（負担限度額認定）（R6.8 一部変更）

施設に入所した場合、低所得の人の施設利用が困難とならないように、食費と居住費は申請により一定額以上は保険給付されます。所得に応じた1日当たりの負担限度額は下記のとおりとなります。

		居住費	食費
第1段階	個室	380円	300円
	4人室	0円	300円
第2段階	個室	480円	600円
	4人室	430円	600円
第3段階①	個室	880円	1,000円
	4人室	430円	1,000円
第3段階②	個室	880円	1,300円
	4人室	430円	1,300円

- 第1段階 …市町村民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者、生活保護受給者
- 第2段階 …市町村民税非課税世帯（世帯分離している場合も含む）に属し、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額（障害年金、遺族年金等）の合計が80万円以下の方。本人の預貯金等が単身650万円以下（配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,650万円以下）
- 第3段階① …市町村民税非課税世帯（世帯分離している場合も含む）に属し、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額（障害年金、遺族年金等）の合計が80万円超120万円以下の方。本人の預貯金等が単身550万円以下（配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,550万円以下）
- 第3段階② …市町村民税非課税世帯（世帯分離している場合も含む）に属し、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額（障害年金、遺族年金等）の合計が120万円超の方。本人の預貯金等が単身500万円以下（配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,500万円以下）

- ※ 食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は1,445円（日額）です。
- ※ 負担額の減額を受ける場合は「介護保険負担限度額認定証」を提出してください。

2) 社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減

低所得者に対してその利用料の一部を軽減する制度です。以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ・市町村民税非課税世帯であること
- ・年間収入が単身世帯で150万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算）
- ・預貯金などの資産が単身世帯で350万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算）
- ・扶養されていないこと
- ・介護保険料を滞納していないこと
- ※ 負担額の減額を受ける場合は「社会福祉法人利用者負担金軽減確認証」を提出してください。

(別紙2)

個人情報の利用方針・利用目的  
(平成23年4月1日現在)

ショートステイあさひでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

1. 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

【当施設内部での利用目的】

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち、
  - ・入退所等の管理
  - ・会計・経理
  - ・事故等の報告
  - ・利用者の介護サービスの向上
  - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ・他の居宅サービス事業者や居宅支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
  - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
  - ・保険事務の委託
  - ・審査支払機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
  - ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2. 上記以外の利用目的

【当施設の内部での利用に係る利用目的】

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ・当施設において行われる学生の実習への協力
  - ・当施設において行われる事例研究

【他の事業者等への情報提供に係る利用目的】

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - ・外部監査機関への情報提供